

1. 該当制度一覧表

詳しくは掲載ページをご覧ください。

手帳・等級など 制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3
手当・年金	心身障害者（児）福祉手当	○					○						
	特別障害者手当	△					△				△		
	障害児福祉手当	△					○			△			
	特別児童扶養手当	△					○			△			
	児童扶養手当	△											
	障害基礎・厚生年金等						△						
	難病患者福祉手当						△						
	心身障害者扶養共済年金	○						○			○		
	手帳取得経費補助						○						
医療	更生・育成医療		△										
	マル福・神福	○	△				○			○			
	後期高齢者医療制度の早期適用	○		△			○			○			
福祉用具	補装具費の支給	装具ごとに異なる											
	日常生活用具の支給	状況により異なる											
税の軽減	所得税・住民税の障害者控除	○											
	自動車税・軽自動車税の免除	障がい部位ごとに異なる						○			△		
交通	JR・私鉄旅客運賃等割引	各社で規定											
	路線バス福祉バス交付	○											
	いばらき身障者等用駐車場利用証	視・内部：4級以上 その他は、制度案内参照						○			○		
	全国の有料道路割引	○						○					
	神栖市福祉タクシー	○					○			○			
	運転免許証取得費補助	○											
	自動車改造費助成	△											
	駐車禁止除外の対象	詳しくは、制度案内参照						○			△		
その他	NHK受信料の割引	△											
	青い鳥郵便葉書の無償配布	○					○						
	携帯電話料金の割引	各社で規定											
	神栖市身体障害者福祉協議会	○											

○：該当 △：一部該当

障害基礎年金	特別児童扶養手当	難病患者	掲載ページ	概要	
					1
○	○		P20	・月額3,000円（年1回3月末支給）・入院中可、施設入所不可 ※1年以上の居住要件有	
			P19	・日常生活に常時特別な介護を必要とする方（月額27,980円：令和5年4月から） ・施設入所者、3か月以上入院の場合は不可	
			P19	・日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳未満の方（月額15,220円：令和5年4月から）・施設入所不可	
			P18	・日常生活に介護が必要な20歳未満を監護する保護者 （月額1級53,700円/2級35,760円：令和5年4月から）・施設入所不可	
△			P18	・父または母が一定の障がいの状態にある場合	
	△		P17	・国民年金法施行令の障がい等級表による	
	△		P20	・月額3,000円（年2回9月末・3月末支給）※1年以上の居住要件有	
		△	P21	・保護者に万が一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度	
			P22	・障がい者手帳の取得経費（診断書料や写真代）を上限3,000円まで補助	
		△	P24	・障がいを除去・軽減するための手術等の9割を保険者と公費で負担する制度 （育成医療については身体障害者手帳の有無は問いません。）	
○	○		P23	・保険診療の自己負担を助成する制度 ・身体障害者手帳3級は内部障がいの方が該当	
○			P23	・65歳以上75歳未満の方 ・身体障害者手帳4級は下肢の一部と音声言語障がいの方が該当	
			△	P38	・身体の欠損部位や障がい部位を補うための福祉用具の購入・修理費用の一部を公費で負担する制度
			△	P38	・日常生活用具の購入の一部を公費で負担する制度
			P53	・本人または扶養親族の手帳等級に応じて総所得金額等から障害者控除を差し引くことが可能	
			P55	・障がい者1人につき1台 ・神栖市福祉タクシー券との併給不可（人工透析療法治療者及び指定難病治療者を除く）	
			P56		
			P57	・関東鉄道の路線バス（銚子駅～鹿島神宮駅間）が無料になるバス券（市内の停留所で乗降する場合）※1年以上の居住要件有	
		○	P59	・全国41府県（本県を含む）1市の身障者等用駐車場で利用可能	
			P58	・全国の有料道路料金が半額になる制度（2種は、障がい者本人運転のみ）	
		○	P58	・通院や避難所等へのタクシー料金を助成 ※1年以上の居住要件有	
			P56	・運転適正試験に合格した方	
			P56	・上肢・下肢・体幹機能障がい1・2級の方	
			P59		
			P63	・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で要件を満たした場合、受信料の割引があります。	
			P64	・通常郵便はがきを1人につき20枚配布（受付期間：毎年4～5月）	
			P63		
			P52		

この表は制度等の一部です。また、制度等が変わることもありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。（令和5年3月作成）